

第1章

計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

本市では、平成8年度を初年度とした、まちづくりの指針となる「第二次川越市総合計画」を策定し、その中で、「一人ひとりが、住み慣れた地域で健康(*)と生きがいを感じながら、安心して暮らせるまち」を目標に、保健・医療・福祉にかかわる基本計画を策定し、諸施策に取り組んできました。

近年、少子・高齢化の急速な進展、核家族化の進行、女性の社会進出の進行、人間関係の希薄化など、市民の生活形態や意識の変化などにより、社会環境が大きく変貌しています。

保健・医療・福祉においては、医療技術の進歩と公衆衛生面の著しい改善があいまって、世界でも有数な長寿社会を迎え人口の急激な高齢化が進む中で、生活習慣病や要介護状態への対応、社会の複雑多様化による子育て不安、また、心の病気、新興・再興感染症（SARS、結核等）などが深刻な問題となっています。さらに、医療における安全性、救急医療体制や災害時における医療体制の整備などに対する関心が高くなっています。

こうした中で、本市は平成15年4月に中核市に移行し、併せて本市独自の保健所を設置したことに伴い、市民に対し総合的により充実した保健衛生行政サービスを提供できる体制が整いました。

このような状況を踏まえ、保健医療を取り巻く情勢の変化に的確に対応し、市民が健康で生きがいを持ち、心豊かな生活を送る一助とするため、地域の現状を踏まえた保健医療の在り方とその実現のための方向性を明らかにすることを目的として、「川越市保健医療計画」を策定するものです。

健康(*)…WHO（世界保健機関）では、「健康とは、肉体的、精神的及び社会的に完全に良好な状態にあることで、単に疾病または虚弱でないということではない」と定義している。

2 計画の期間

平成18年度を初年度とし、平成27年度までの10年間とします。
なお、社会情勢の変化を考慮し、評価、見直しを行っていきます。

3 計画の位置付け

本計画は、次の計画との整合性を図りながら策定しました。

- 川越市総合計画
- 川越市地域防災計画
- 川越市高齢者保健福祉計画・川越市介護保険事業計画「すこやかプラン・川越」
- 川越市障害者計画
- 川越市次世代育成支援対策行動計画「かわごえ子育てプラン」
- 健康日本21・川越市計画「川越みんなの健康プラン」
- 埼玉県地域保健医療計画（西部第一（東）保健医療圏）

